

訴えの提起について

本市は、「名水はだの富士見の湯」と「はだのクリーンセンター」とを接続する熱供給施設において発生した不具合により生じた損害に係る賠償金等の支払を求めるため、次のとおり訴えを提起するものとする。

1 被告となるべき者

(1) 工事施工者

平塚市南原三丁目 7 番 1 号

神奈川山菱・相原共同企業体

代表者 神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 平塚市南原三丁目 7 番 1 号

神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 秦野市平沢 1025 番地

株式会社相原管工

代表取締役 相 原 宏

(2) 工事監理者

三浦市三崎町諸磯 47 番地 1

タツミ建設設計事務所

青 木 建

2 訴え提起の趣旨

名水はだの富士見の湯の新築工事において、本市と被告となるべき者（以下「相手方」という。）との間で締結した工事請負契約及び監理業務委託契約に基づき、相手方の施工及び監理により土中に高温水配管が敷設されたが、配管工事の施工不良を原因として、漏水等の被害が生じた。

本市は、それらの被害に対処するため、改修工事、熱供給が途絶えたことによるガス給湯等に係る費用を負担したことから、相手方に対して、損害賠償金として 84, 142, 854 円及び遅くとも施工不良があったと認識できる時点である配管工事の引渡日（平成 29 年 9 月 28 日）から支払済みま

でその金額に対する年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

3 上訴等の方針

本市は、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をすることができるものとする。

- (1) 控訴又は上告
- (2) 訴えの変更若しくは取下げ又は和解

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

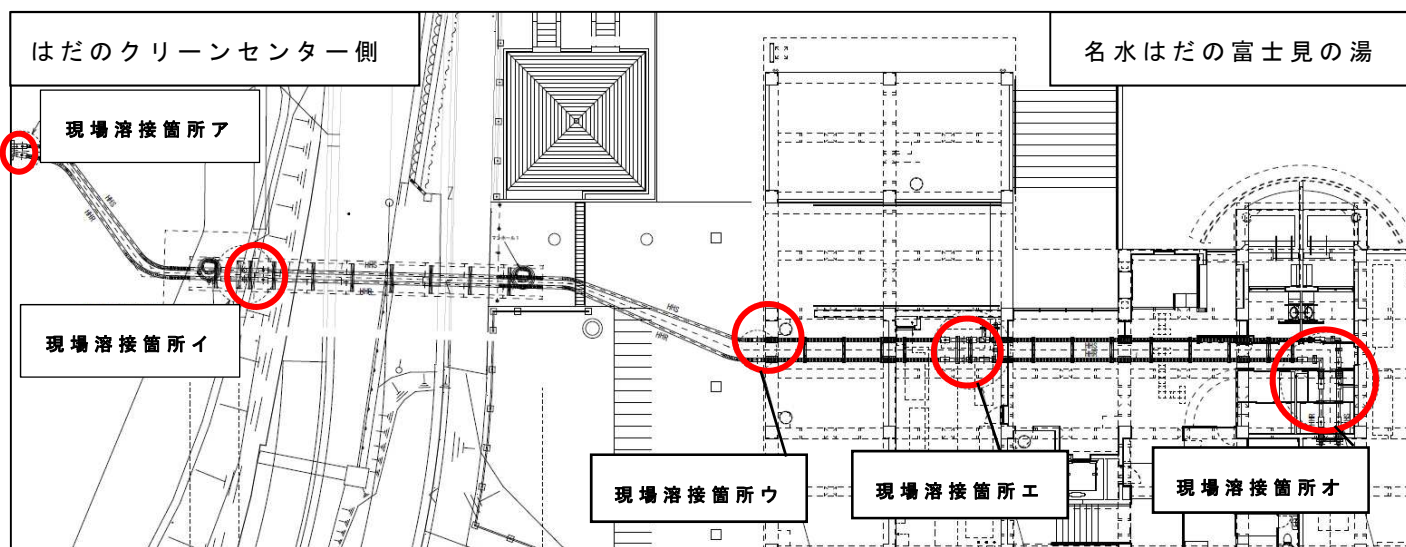
本市は、相手方に対して、損害賠償金及び遅延損害金を支払うよう求めたが、期限を経過してもこれに応じなかったため、その支払を求めて訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

訴えの提起について

1 位置図



2 概要図



3 ラップしろが欠損している状態

現場溶接箇所（エ以外）において、ラップしろの欠損等の不具合が確認された。なお、イについては現場溶接箇所の損傷がひどく、施工時にラップしろが不十分であったかは不明

